

八幡平市監査委員告示第9号

平成30年12月25日付け八監査第122502号の定期監査（平成30年11月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年9月9日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 井上 辰男

措置内容 別紙のとおり

定期監査指摘事項の措置状況通知書

教育総務課

平成 30 年 11 月 15 日監査実施

| 指摘事項 | 措置状況 | 再発防止策 | 改善、検討措置の実施等年月日 |
|---|-----------------------------|---|------------------------------|
| <p>施行伺いをせずに行った業務委託契約について【指摘事項】</p> <p>平成 30 年 7 月 2 日に 199,800 円の委託料をもって発注した「松尾中学校支障木伐採・枝払業務」について、業務委託契約の施行伺いをしないままに、発注していた。同課の説明では、「委託額が 20 万円以下なので施行伺いを省略した」とのことであるが、「八幡平市契約規則」及び「入札事務及び契約事務の事務処理について」のガイドラインには、施行伺いを省略できる、とする規定はどこにも記載されていない。これは、明らかに不適切である。業務の経過を検証し、再発防止を徹底したうえで、委託業務を適切に執行すること。</p> | <p>今後は規定に則り、適切に業務を執行する。</p> | <p>同様業務に関して、安易に前例踏襲を行わず、規定を十分に把握し、チェック機能を強化して業務を遂行する。</p> | <p>平成 30 年 11 月 16 日</p> |

定期監査指摘事項の措置状況通知書

地域振興課（旧教育総務課分）

平成 30 年 11 月 15 日監査実施

| 指摘事項 | 措置状況 | 再発防止策 | 改善、検討措置の実施等年月日 |
|---|---|---|--------------------------|
| <p>委託契約書の契約相手方名称の誤記載について【指摘事項】</p> <p>平成 30 年 9 月 14 日付けで締結した「鹿角街道刈払い業務」について、契約書本文中に、本来であれば、契約書下段に記載の「受注者 荒屋地区振興協議会」と記載すべきところを「受注者 田山地域振興協議会」と間違った名称で記載している。これは、明らかに不適切である。速やかに契約書を訂正し、受注者に対して適切に対応するとともに、業務の経過を検証し、再発防止策を徹底したうえで、委託業務を適切に執行すること。</p> | <p>委託契約書の契約相手方名称の誤記載については、指摘事項に基づき、契約書を訂正し差し替えることで是正した。</p> | <p>今後、チェック体制をさらに強化し間違いが起こらないよう、適切に事務執行に努める。</p> | <p>令和元年 6 月 14 日</p> |